

令和 8 年第 2 回（2 月）かほく市農業委員会総会議事録

日 時 令和 8 年 2 月 26 日（木）午後 1 時 30 分

場 所 かほく市役所 西フロア 3 階 302 会議室

開 会	事務局長	定刻になりましたので、ただ今から、令和 8 年第 2 回（2 月）農業委員会総会を開会致したいと思います。 村井会長のご挨拶をお願い致します。
会長挨拶	会 長	皆さんお疲れ様です。1 月末に多く雪が降りましたが 2 月に入りましてなんとか雪も消えたところで、ぶどうのビニール張りも昨年のような遅れはないと聞いております。また、大崎の方では、スイカの種まき、野菜苗の育苗が始まっております。水稻については、農作業はまだですが、確定申告の時期であります。令和 6 年産の清算金と令和 7 年産の仮渡金が異常に高かったというところで、令和 7 年確定申告について水稻農家の方は大きな所得があったのかなと思っております。ただ、その分税金も多く払うことになります。今年は米の値段もどうなるかわかりませんが、少しでも高く売れないかなと思っております。 それでは、本日は第 2 回の農業委員会総会であります皆様のご協力をよろしくお願いいたします。
欠席委員確認 議事録署名委員の指名	会 長	それでは、本日の欠席委員は 農業委員は 吉多委員 推進委員は 委員の 1 名であります。 次に、議案審議の前に議事録署名委員の指名を行います。 署名委員に 3 番 竹田委員、 4 番 森内委員 をお願いいたします。 次回、総会開催日に署名・捺印をお願い致します。 本日、現地調査にあたられました、 2 番 高橋委員 3 番 竹田委員 には、各案件の審議時にご説明をいただきますので、よろしくお願い致します。
議案書の訂正	会 長	議案審議の前に議案書の訂正があります。事務局よりお願いします。
	事 務 局	はい、議案書の訂正をお願いいたします。 議案書 1 ページの開催日ですが、令和 8 年 2 月 26 日（月）と記載しておりますが、正しくは「令和 8 年 2 月 26 日（木）」であります。 次に議案書 9 ページの整理番号 18 番と 10 ページの整理番号 26 番の存続期間（終期）の記載に誤りがありました。正しくは「令和

議案書の訂正	事務局	18年3月31日」となります。訂正をお願い致します。 大変申し訳ありませんでした
議案5号 農地法第3条 許可申請	会長	それでは「議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について」を議題とし事務局の説明を求めます。
	事務局	【議案第5号 整理番号1番から2番について朗読説明】 整理番号1番につきましては、すでにハウスがあり、法人の育苗ハウスとして利用されます。 整理番号2番につきましては、親子間での贈与になります。 許可基準につきましては、お手元に配布しております「農地法第3条の許可申請に係る許可基準適否判断資料」のとおりでありまして、農地法第3条に係る許可要件のすべてを満たしているものと考えられます。 これで、議案第5号整理番号の説明を終わります。
	会長	ただいま、事務局から説明がありましたが、この件について、本日、現地調査に当たられました委員より現地報告をお願い致します。
	当番委員	高橋委員・竹田委員 現地調査 本日、10時30分より竹田委員・事務局と現地調査してきました。
		・整理番号1番 事務局から説明があった通り、もうすでにハウスがありまして、ハウスの中で育苗施設、農業施設として使用されるということで特に問題ないかと思います。
		・整理番号2番 生前贈与ということで、親子間での贈与ということで現在も親子と一緒に耕作されているという事ですので、特に問題ないかと思います。
	会長	次に、この件につきまして、地区担当委員のご意見等がありましたらご発言ください。
	地区担当委員	・整理番号1番 吉多委員（欠席により事務局より） 特に問題ないと聞いております。 ・整理番号2番 森内委員 生前贈与ということで、地目も変わりませんので特別問題ございません。
	会長	ほかにご意見等ございましたらご発言ください。ございません

議案 5 号 農地法第 3 条 許可申請	会 長	か。無いようでしたら採決に入ります。議案に賛成の方は挙手をお願いします。
	会 長	全員の挙手により、「議案第 5 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可決定について」は原案のとおり許可決定致します。
議案 6 号 農地法第 4 条 許可申請	会 長	続きまして、「議案第 6 号 農地法第 4 条許可申請に対する意見決定について」を議題とし事務局の説明を求めます。
	事 務 局	【議案第 6 号 整理番号 1 番についてを朗読説明】 農地区分及び許可基準については、お手元に配布しております「農地法第 4 条・5 条の許可申請に係る許可基準適否判断資料」をご覧ください。 整理番号 1 番につきましては、「都市計画法の用途地域が定められている地域」の農地との理由により第 3 種農地と判断できます。 個別事項については、許可基準適否判断資料のとおりであり、許可基準については全て満たしているものと考えられます。 以上で、議案第 6 号の説明を終わります。
	会 長	ただいま、事務局から説明がありましたが、この件について、本日、現地調査に当たられました委員より現地報告をお願い致します。
	当番委員	高橋委員 現地調査 ・整理番号 1 番 申請者の方が整備し、貸駐車場用地ということです。すでに貸す会社の方が決まっているそうです。碎石を引き社員さんのトラックや車を置きたいということです。特に問題ないかなと思います。
	会 長	それでは、この件につきまして、地区担当委員のご意見等がありましたらご発言ください。
	地区担当委員	・整理番号 1 番 高橋委員（現地調査で報告） （現地調査報告により割愛）
	会 長	ほかにご意見等ございましたらご発言ください。ございませんか。無いようでしたら採決に入ります。議案に賛成の方は挙手をお願いします。
	会 長	全員の挙手により「議案第 6 号 農地法第 4 条許可申請に対する

議案 6 号 農地法第 4 条 許可申請	会 長	意見決定について」は原案のとおり意見決定致します。
議案 7 号 農地法第 5 条 許可申請	会 長	続きまして、「議案第 7 号 農地法第 5 条許可申請に対する意見決定について」を議題とし事務局の説明を求めます。
	事 務 局	【議案第 7 号 整理番号 1 番から 6 番についてを朗読説明】 農地区分及び許可基準については、お手元に配布しております「農地法第 4 条・5 条の許可申請に係る許可基準適否判断資料」をご覧ください。 整理番号 1 番から 6 番につきましては、「都市計画法の用途地域が定められている地域」の農地との理由により第 3 種農地と判断できます。 個別事項については、許可基準適否判断資料のとおりであり、許可基準については全て満たしているものと考えられます。 以上で、議案第 7 号の説明を終わります。
	会 長	ただいま、事務局から説明がありましたが、この件について、本日、現地調査に当たられました委員より現地報告をお願い致します。
	当番委員	竹田委員 現地調査 ・整理番号 1 番 ここは区画整理された住宅地でありまして、自己住宅用地ということで特に問題ないと思います。 ・整理番号 2 番 周り住宅地でありまして、農地の問題ないと思います。 ・整理番号 3 番 今後住宅地でありまして周りに農地等もなく、特に問題ないと思います 高橋委員 現地調査 ・整理番号 4 番 こちらも住宅地の中ですので、特に問題ないと思います。 ・整理番号 5 番 3 区画土地造成する計画ですが、前面道路を広げて住宅用地です。特に問題ないと思います。 ・整理番号 6 番 こちらはちょっと地震の被害がひどかった場所になりますが自己住宅用地ということで、問題ないと思います。
	会 長	それでは、この件につきまして、地区担当委員のご意見等がありましたらご発言ください。

議案 7 号 農地法第 5 条 許可申請	地区担当委員	・ 整理番号 1 番 竹田委員（現地調査で報告） ・ 整理番号 2 番 竹田委員（現地調査で報告） ・ 整理番号 3 番 竹田委員（現地調査で報告） ・ 整理番号 4 番 高橋委員（現地調査で報告） （現地調査報告により割愛） ・ 整理番号 5 番 森内委員 市道に面した住宅街の一角ですので、特別問題ないと考えます ・ 整理番号 6 番 長原委員 この転用予定地につきましては、住宅地の中の農地ということで、この方も一応被災されて今、白尾の方に避難されており、今回家を建てるということです。問題はないかと思います。
	会 長	ほかにご意見等ございましたらご発言ください。ございませんか。無いようでしたら採決に入ります。議案に賛成の方は挙手をお願いします。
議案第 8 号 農地法第 5 条 の適用を受け る競売買受適 格証明願に対 する証明決定	会 長 事 務 局 会 長 当番委員	全員の挙手により「議案第 7 号 農地法第 5 条許可申請に対する意見決定について」は原案のとおり意見決定致します。 続きまして、「議案第 8 号 農地法第 5 条の適用を受ける競売買受適格証明願に対する証明決定」を議案とし、事務局の説明を求めます。 【議案第 8 号 整理番号 1 番についてを朗読説明】 農地区分及び許可基準については、お手元に配布しております「農地法第 4 条・5 条の許可申請に係る許可基準適否判断資料」をご覧ください。 整理番号 1 番については、「都市計画法の用途地域が定められている地域」の農地との理由により第 3 種農地と判断できます。 また、適格証明を交付した者が最高落札した場合、落札を証したものを添付し農地法第 5 条申請を行うこととなります。適格証明の申請と内容に変更がない限り、今回の審議をもって第 5 条許可申請の審議に換えさせていただきますので、よろしくお願いします。 説明は、以上です。 ただいま事務局から説明がありましたが、この件について、本日、現地調査に当たられました委員さんより現地報告をお願い致します。 竹田委員 現地調査 ・ 整理番号 1 番

議案第 8 号 農地法第 5 条 の適用を受け る競売買受適 格証明願に対 する証明決定	当番委員	現地の方は少し荒れた土地でした。資材置き場駐車場用地ということで周りに農地もなく特に問題ないと思います。
	会 長	それでは、この件につきまして、地区担当委員のご意見等がありましたらご発言ください。
	地区担当委員	・ 整理番号 1 番 長原委員 地図で見た通り住宅地の中の農地ということで、現在使われておりません。場所は県道と市道の間で、ここにつきましては特に反対する理由もないかなと思います。
	会 長	ほかにご意見等ございましたらご発言ください。ございませんか。無いようでしたら採決に入ります。議案に賛成の方は挙手をお願いします。
議案第 9 号 非農地証明願 について	会 長	全員の挙手により「議案第 8 号農地法第 5 条の適用を受ける競売買受適格証明願に対する証明決定」については原案のとおり証明決定致します。
	会 長	続きまして、「議案第 9 号 非農地証明願について」を議題として事務局の説明を求めます。
	事 務 局	【議案第 9 号 整理番号 1 番について朗読説明】 これまでも審議しました案件の追加になります。昭和 56 年にゴルフ場開業の際に当該地が区域内に位置していたことをわからず長年利用しておりました。新たに 3 筆の申請となります。 以上で、議案第 9 号の説明を終わります。
	会 長	事務局から説明がありましたが、この案件について、本日、現地調査に当たられました委員さんより現地報告をお願い致します。
	当番委員	竹田委員 現地調査 ・ 整理番号 1 番 現地の方はゴルフ場跡地ってということで、見には行けなかったのですが、資料の最後のページの写真で見た限り、特に問題ないのかと思います。
	会 長	それでは、この件につきまして、地区担当委員のご意見等がありましたらご発言ください。

議案第 9 号 非農地証明願 について	当番委員	・ 整理番号 1 番 田端委員 ここは航空写真でのみ確認できる雑種地の状況にあるものであり、特に問題はないと。
	会 長	ほかにご意見等ございましたらご発言ください。ございませんか。無いようでしたら採決に入ります。議案に賛成の方は挙手をお願いします。
	会 長	全員の挙手により「議案第 9 号 非農地証明願について」は原案のとおり意見決定致します。
議案第 10 号 農用地利用集積等促進計画案について (一括)	会 長	続きまして議案 10 号の議案審議に入る前に、三嶋推進委員が関係している案件であります。農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項により「農業委員会委員は、自己又は同居の親族若しくは配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」との規定により三嶋推進委員の退出を求めます。 【三嶋推進委員 退出】
	会 長	それでは、「議案第 10 号 農用地利用集積等促進計画案について(一括)」を議題とし事務局の説明を求めます。
	事 務 局	【議案第 10 号 整理番号 1 番から 38 番についてを説明】 今回権利の設定をする土地は、69 筆 現況地目は、田 面積は合計で、84,746 m ² 設定する権利は、賃借権 内容は、水田として利用 権利の設定の始期は、 整理番号 2 番のみ、始期：令和 8 年 5 月 1 日から 10 年の 終期：令和 18 年 4 月 30 日 その他全て 始期：令和 8 年 4 月 1 日から 10 年の 終期：令和 18 年 3 月 31 日までとなっております。 中間管理機構を通して集積する計画となり、全て更新手続きとなります。 以上で、議案第 10 号の説明を終わります。
	会 長	ただいま、事務局から説明がありましたが、この件についてご意見等がありましたらご発言ください。無いようでしたら採決に入ります。議案に賛成の方は挙手をお願いします。

議案第 10 号 農用地利用集積等促進計画案について (一括)	会 長	全員の挙手により「議案第 10 号 農用地利用集積等促進計画案について (一括)」は原案のとおり承認致します。 それでは、三嶋推進委員の入室をお願いします。 【三嶋推進委員 入室】
報 告	会 長	次に報告案件がございます。事務局の説明をお願いします。
報告第 3 号 農地法制限除外の農地の移動届	事 務 局	【報告第 3 号 農地法制限除外の農地の移動届について】 朗読説明
報告第 4 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出	事 務 局	【報告第 4 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について】 朗読説明 報告案件は以上です。
	会 長	以上で、第 2 回の議案審議については全て終了しました。
いしかわ農業 委員会活動 1・1・1 運動 推進状況報告	会 長	次に、「いしかわ農業委員活動 1.1.1 運動」についてですが、皆様の活動についてご報告していただいております。 今月は農業委員 2 番、3 番、推進委員は B グループの方からご報告をお願いします。
	当番委員	2 番 高橋委員 結構若い世代の方に聞きますと、お米がとにかく高い高いと言ってまして、子供を育てながらお米を節約して、パンや麺類をあげて工夫されてる世帯がたくさんあるということです。私自身、実際買ってますが、高いなあと思って来年とか再来年とかこれからどんなふうになるのか消費者の方不安もあると思います。会長どうでしょうか。
	会 長	高橋委員さんのおっしゃることはわかるのですが、本当にわからないですね。通常ならもう下がってきてるのですが、本当に読めなく

いしかわ農業 委員会活動 1・1・1 運動 推進状況報告	会 長	ありがとうございました。 次回は、4 番 森内委員 、5 番 田端委員、 来月はCグループの推進委員さんをお願いいたします。
その他	会 長 事 務 局	その他について、事務局よりお願いいたします。 ・農業委員会新年会収支決算書報告
	事務局長	次回、3月の総会は、3月26日（木）午後1時30分から予定を しております。場所は、西フロア3階302会議室となります。 現地調査の当番委員の方は、5 番 田端委員、6 番 吉多委員で す。推進委員の方は、C グループの方になります。よろしくお 願いいたします。 今月（2 月）の委員報酬は、3 月末に振り込む予定です。ご確認 をお願い致します。
閉 会	会 長	他に何かございませんか。
	会 長	無いようでしたら令和8年2回（2月）の農業委員会総会を終了 いたします。 ありがとうございました。

【14 時 44 分終了】

議事録署名委員

会長

3 番

4 番